- お申し込みの際には、この「契約概要・注意喚起情報」のほか、「パンフレット」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
- 保険契約者さま（保険契約を結ばれる方）および被保険者さま（保障の対象となる方）ともにご本人さまが内容をご確認のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要・注意喚起情報」は大切に保管してください。

ご契約後のお問い合わせ・お手続きについて

- ご契約後のお問い合わせ・お手続きなどは、引受保険会社および募集代理店にて受け付けております。
- 募集代理店では、当該募集代理店が保険募集を行った保険契約に関して、お客さまからのご照会・お問い合わせなどを対応します。なお、お問い合わせいただく内容によっては、引受保険会社が、募集代理店より連絡を受け対応させていただく場合があります。また、給付金などの請求手続きや各種手続方法のご照会などについて、引受保険会社にて対応させていただく場合があります。
- 募集代理店が共同募集を行っている場合、募集代理店間の業務内容については、当該募集代理店にご確認ください。

ご確認ください

- 本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、預金ではありません。したがって、元本保証はなく、預金保険制度の対象ではありません。
- 本商品に関するお客さまのお取り引きが、募集代理店におけるお客さまに関する他の業務やお取り引きに影響を与えることはありません。
- 募集代理店が保険募集を行うにあたって、事前にお客さまにご確認・ご同意いただく事項があります。また、本商品の募集にあたって、募集代理店がお客さまに勤務先などをお伺いし、法令上定める「銀行等保険募集制限先」に該当するか確認させていただきます。
- 募集代理店に融資をお申し込み中のお客さまなどに対しては、本商品の募集を行わない場合があります。

生命保険募集人について

- アフラックの生命保険募集人は、お客さまとアフラックとの保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申し込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します。

●「パンフレット」「契約概要・注意喚起情報」に記載のないご契約形態などをご検討される場合はアフラックにお問い合わせください。

<ご契約後は、ご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人に必ずお知らせください。>

お客さまからの照会・相談・苦情などのご連絡先

◇保険に関する照会・相談・苦情などがありましたら、以下の窓口でお受けいたします。

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について

アフラックコールセンター **0120−555−027**
月～金および第2・4土曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～17:00

◇この商品に係る指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。
◇（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書（電子メール・FAXは不可）あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな照会・相談・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客さまの相談をお受けしています。

ホームページアドレス　https://www.seiho.or.jp/

◇生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

お問い合わせ、お申し込みは
〈募集代理店〉

◎この「契約概要・注意喚起情報」にある保障内容などは、2022年3月22日現在のものです（ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保障内容を変更する場合があります）。
◎契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

〈引受保険会社〉**保険契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。**

アフラック
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
https://www.aflac.co.jp/

B21E209

No.B21E209　22.03（新）　AF提金ツ-2021-0057 11月25日

「生きる」を創る。

2022年3月版

お申し込みいただく前に

契約概要・注意喚起情報

生きるためのがん保険 寄りそうDays

ご契約に関する大切な事項を記載したものです。
お申し込み前に必ずお読みいただき大切に保管してください。

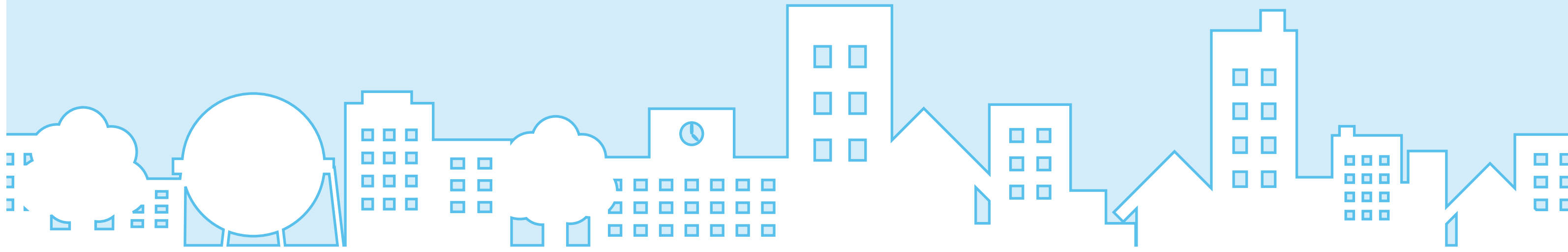

保存版

「生きるためのがん保険 寄りそうDays」はがんを経験された方のための商品です。がんを経験されたことのない方は加入できません。

本冊子や「ご契約のしおり・約款」には、ご契約に関する重要事項を記載していますので、必ずお読みください。

本冊子

契約概要
P.02〜11

契約内容に関する重要事項のうち、とくにご確認いただきたい事項を記載しています。

- 保険の特長・しくみは?
- どんなときに給付金などが支払われるの?
- 保険料お払い込みの流れは?
- 契約できる条件は?

など

注意喚起情報
P.12〜21

お申し込みに際してとくにご注意いただきたい事項やお客さまにとって不利益となる事項を記載しています。

- 告知とは?
- 申し込みを撤回したいときは?
- 保障の開始はいつ?
- 給付金などを請求するときは?

など

その他重要事項
P.22〜24

お申し込みに際してご確認いただきたい補足的情報をまとめています。

本冊子で使用するマークについて

!	お客さまにとって不利益となる事項を含む、とくにご確認いただきたいポイントを記載しています。	補足	条件など補足事項を記載しています。
しおり	「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載しています。	用語	保険の専門用語などについて記載しています。

ご契約のしおり・約款

ご契約のしおり
ご契約についての重要事項、お手続きなどをわかりやすく説明しています。

約款
「普通保険約款」「特約条項」など、ご契約についてのとりきめを詳しく説明しています。

契約概要

1 この「契約概要」には、契約内容に関する重要事項のうち、**とくにご確認いただきたい事項**を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

2 支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。
ご契約に際しては**「注意喚起情報」**のほか、支払事由や制限事項の詳細、主な保険用語の説明などについては、**「ご契約のしおり・約款」**をご確認ください。

もくじ

特徴・しくみ
01 「生きるためのがん保険 寄りそうDays」の特徴 … 03
02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など) … 04

給付金・保険金など
03 給付金などのお支払い … 05
04 契約者配当金・解約払戻金 … 07

保険料
05 保険料のお払込方法 … 08
06 保険料お払い込みの流れ … 09

ご契約のお引き受け
07 お引き受けの条件 … 10

ご契約の更新
08 特約の更新について … 11

01 「生きるためのがん保険 寄りそうDays」の特徴

特徴 1

過去に「がん(悪性新生物)」を経験された方のためのがん保険です。

※「上皮内新生物」のみを経験された方は、この保険にお申し込みいただくことはできません。

この保険は「がん(悪性新生物)」を経験された方のための商品です。満20歳〜満85歳の方で、「がん(悪性新生物)」の治療を受けた最後の日から、5年以上経過している場合にお申し込みいただけます。

※過去5年以内に、「がん(悪性新生物)」の診断・治療を受けておらず、また治療を受けるようにすすめられていない方がお申し込みいただけます。

※治療を受けた最後の日とは「がん(悪性新生物)」に対する「治療・投薬」が終わったときをいいます。
- 「がん(悪性新生物)」の治療のための通院や、予防のための投薬はすべて「治療・投薬」に含まれます。
- 最後の治療後の経過観察(定期検診・定期検査)のための通院は「治療・投薬」に含まれません。

特徴 2

入院や通院、手術、放射線治療を一生涯保障します。

保障の開始以後に診断確定された「がん(再発または転移したがんを含む)」「上皮内新生物」を保障します。

特徴 3

ニーズにあわせて特約を付加できます。

特約を付加して保障を充実させることができます。

抗がん剤治療特約〔特別がん保険用〕	「がん」による抗がん剤治療(ホルモン療法を含む)を保障します。
がん先進医療特約〔特別がん保険用〕	「がん」の診断・治療のために受ける先進医療を保障します。

※特約は10年更新となります。

この保険は、「がん(悪性新生物)」を経験された方のための商品です。そのため、保険料が割り増しされています。

- 健康状態などによっては、ご契約をお引き受けできない場合があります。
- 過去に「がん(悪性新生物)」を経験されたことのない方は、アフラックのほかの「がん保険」にお申し込みいただけます。ただし、健康状態などによっては、ご契約をお引き受けできない場合があります。

▶▶「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違いについては「パンフレット」をご確認ください。

次ページへ続く

前ページからの続き

「生きるためのがん保険 寄りそうDays」しくみ図

「生きるためのがん保険 寄りそうDays」および特約には、保障が始まるまでに3カ月の 待ち期間 があります。

▶▶ 待ち期間 について、詳しくは 注意喚起情報 P.16 をご確認ください。
▶▶ 自動更新 について、詳しくは 08 特約の更新について P.11 をご確認ください。

02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)

生きるためのがん保険 寄りそうDays

販売名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間	契約年齢
生きるためのがん保険 寄りそうDays	特別がん保険〔無解約払戻金〕	終身	終身払	満20歳〜満85歳

■「指定代理請求特約」(代理人による請求)について

受取人が被保険者(保障の対象となる方)となっている給付金などについては、被保険者自身が給付金などを請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます(法人契約で受取人が法人の場合を除きます)。

▶▶詳しくは しおり「指定代理請求特約」について をご確認ください。

■「責任開始期に関する特約」について

「責任開始期に関する特約」を付加した場合、申込日または告知日のいずれか遅い日が保険期間の始期の属する日となります。なお、「生きるためのがん保険 寄りそうDays」および特約には、保険期間の始期の属する日から保障の開始までに3カ月の 待ち期間 があります。

※「申込日」とは、アフラック(募集代理店を含む)が申込書を受領した日をいいます。

▶▶保障の開始について、詳しくは 注意喚起情報 P.16 をご確認ください。

付加できる特約

販売名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間	契約年齢
抗がん剤治療特約	抗がん剤治療特約〔特別がん保険用〕	10年*	10年*	満20歳〜満85歳
がん先進医療特約	がん先進医療特約〔特別がん保険用〕	10年*	10年*	満20歳〜満85歳

*自動更新により、保障を継続することができます。

▶▶特約の自動更新について、詳しくは 08 特約の更新について P.11 をご確認ください。

補足
特約のみのお申し込みや、特約を中途付加することはできません。

用語

「保険期間の始期の属する日」とは
- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合:申込日または告知日のいずれか遅い日
- 「責任開始期に関する特約」を付加しない場合:告知日またはアフラックが第1回保険料を受け取った日のいずれか遅い日

03 給付金などのお支払い

▶▶参照 しおり 「生きるためのがん保険 寄りそうDays」について

具体的な支払額については**「パンフレット」「設計書」**をご確認ください。
下記「支払事由の詳細／制限の例」以外の「詳細／制限」については**「ご契約のしおり・約款」**をご確認ください。

主契約・特約名称	給付金など	支払事由	支払対象 がん	支払対象 上皮内新生物	支払額	支払限度	支払事由の詳細／制限の例
主契約 特別がん保険〔無解約払戻金〕	入院給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする入院をしたとき	○	○	1日につき 入院給付金日額	支払日数は無制限	支払対象：厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届出が行われた緩和ケア病棟でのがん治療を目的とした入院も支払います。 支払対象外：治療処置をともなわない検査、美容上の処置などのための入院
	通院給付金	治療を目的としてつぎの❶❷いずれかの通院をしたとき(往診を含む) **❶三大治療** 用語 **のための通院** 「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする ・**手術** ・**放射線治療**(電磁波温熱療法を含む) ・**抗がん剤治療(ホルモン療法を含む)**(経口投与によるものを除く) のために通院をしたとき **❷退院後の通院** 「がん」「上皮内新生物」の入院給付金が支払われる入院の退院後、通院をしたとき	○	○	1日につき 入院給付金日額と同額	**❶三大治療のための通院** 支払日数は無制限 **❷退院後の通院** ・1回の通院給付金の支払対象期間*中の支払日数は無制限 ・通算の支払日数は無制限 ＊ 支払対象期間：退院日の翌日から365日以内	**通院給付金共通** ・入院給付金が支払われる日については、**通院給付金は支払われません。** ・同一の日に2回以上通院した場合は、1回分のみ支払います。 ・❶❷両方の支払事由に該当した場合、重複支払いはありません。 支払対象外：薬の受け取りのみの場合など **❶三大治療のための通院** 共通　支払対象：治療を受けた時点で**先進医療** 補足 に該当する治療を目的として通院する場合で、「**❶三大治療のための通院**」に該当したとき 手術　支払対象：公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料の算定対象」として列挙されている手術のための通院 放射線治療　支払対象：・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料の算定対象」として列挙されている放射線治療のための通院(電磁波温熱療法を含む)・体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療のための通院 放射線治療　支払対象外：血液照射 抗がん剤治療　支払対象：厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤による治療(ホルモン療法を含む)および治験薬剤による抗がん剤治療(ホルモン療法を含む)のための通院 抗がん剤治療　支払対象外：経口投与による抗がん剤治療(ホルモン療法を含む)のための通院
	手術治療給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする所定の手術を受けたとき	○	○	1回につき 入院給付金日額×20	・**一連の手術** 用語 については14日間に1回を限度 ・支払回数は無制限	**2種類以上の手術**を同時に受けた場合は、**いずれか1種類のみ支払います。** 支払対象：公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料の算定対象」として列挙されている手術 支払対象外：・診断・検査(生検・腹腔鏡検査など)のための手術など・先進医療に該当する場合
	放射線治療給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む)を受けたとき	○	○	1回につき 入院給付金日額×20	・60日に1回を限度 ・支払回数は無制限	支払対象：・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料の算定対象」として列挙されている放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療 支払対象外：・血液照射・放射線薬剤の内服、坐薬、点滴注射などによる投与・放射線治療または電磁波温熱療法を複数回受けた場合で、それぞれにつき「放射線治療給付金が支払われることとなった診療行為」を受けた日から、その日を含めて「60日以内に受けた診療行為」・先進医療に該当する場合
抗がん剤治療特約〔特別がん保険用〕	抗がん剤治療給付金	「がん」の治療を目的とする所定の抗がん剤治療を受けたとき	○	―	治療を受けた月ごとに特約給付金額*×給付倍率 (給付倍率 ・ホルモン療法(乳がん・前立腺がんの場合):1倍 ・上記以外:2倍) ＊ ホルモン療法(乳がん・前立腺がんの場合)における給付金額	・治療を受けた月ごとに1回を限度 ・更新後の保険期間を含め、特約給付金の給付倍率を通算して120倍まで	支払事由に該当する月に**投薬を2種類以上受けた場合は、支払額の最も高いいずれか1種類の投薬についてのみ支払います。** 支払対象：厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤による治療(ホルモン療法、経口投与を含む) ※支払対象となる抗がん剤治療(ホルモン療法を含む)は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。 支払対象外：・治験薬剤による抗がん剤治療(ホルモン療法を含む)・先進医療に該当する場合
がん先進医療特約〔特別がん保険用〕	がん先進医療給付金	「がん」の診断や治療を目的とする所定の先進医療を受けたとき	○	―	1回につき 先進医療にかかる技術料のうち自己負担額と同額	更新後の保険期間を含め、通算2,000万円まで	支払対象外：医療技術を受けた時点で先進医療に該当していない場合
	がん先進医療一時金		○	―	1回につき　15万円	1年間に1回を限度	支払対象：がん先進医療給付金が支払われる先進医療を受けたとき

用語

- **「三大治療」とは**
  手術、放射線治療、抗がん剤治療(ホルモン療法を含む)を指します。
- **「一連の手術」とは**
  つぎの①②**両方に該当する手術**のこと
  ① 同一の手術を複数回受けた場合
  ② ①の手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている場合
  例：肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法など(2022年3月現在)

補足

「先進医療」とは
公的医療保険制度の給付対象となっていない先進的な医療技術のうち、厚生労働大臣が認める医療技術のことです。医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関(所定の基準を満たして届出をしているか、厚生労働大臣が個別に認めた医療機関)が限定されています。厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は、随時見直されます。
※公的医療保険制度の給付について
「先進医療」を受けた場合、一般の保険診療と共通する部分の費用(診察・検査・投薬・入院料など)は、公的医療保険制度の給付対象となりますが、「先進医療」の技術にかかる費用は公的医療保険制度の給付対象とならず、全額自己負担となります。

次ページへ続く

前ページからの続き

特約の消滅

下記の場合、特約は消滅します。

抗がん剤治療特約〔特別がん保険用〕	支払限度に達したとき
がん先進医療特約〔特別がん保険用〕	支払限度に達したとき

04 契約者配当金・解約払戻金

●この商品には、**契約者配当金・解約払戻金はありません。**
●契約者に対する貸付制度はありません。

05 保険料のお払込方法

●保険料は被保険者の契約日における満年齢によって決まります。
●具体的な保険料についてはパンフレットの「保険料表」、「設計書」などをご確認ください。

お払込方法

保険料のお払込方法には、**「月払」「半年払」「年払」**があります。

保険料払込期間とお払い込みのイメージ

主契約の保険料払込期間は、**「終身払」**となります。

主契約の保険料払込期間

終身払

●主契約の保険料

契約時のまま、保険料は定額です。

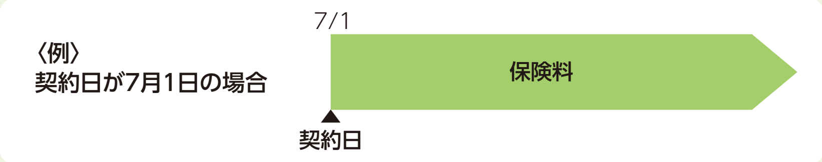

【更新がある特約の保険料】

●<抗がん剤治療特約><がん先進医療特約>の保険料

10年ごとに更新があります。更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まり、更新日から更新後の保険期間満了日までお払い込みいただきます。

▶▶保険料払込期間については、02 **契約内容（保険期間、保険料払込期間など）** P.04 をあわせてご確認ください。

06 保険料お払い込みの流れ

▶▶参照 しおり 保険料のお払込について

お申し込みから保険料お払い込みの流れは、お払込方法により異なります。なお、**保障の開始までには3カ月の 待ち期間 (保障されない期間)があります。**

▶▶保障の開始について、詳しくは 注意喚起情報 P.16 をご確認ください。

※つぎに記載以外の例については募集代理店またはアフラックにお問い合わせください。

個別取扱(月払)

「責任開始期に関する特約」を付加した場合のお払い込みの流れ

★**契約日**:申込日または告知日のいずれか遅い日の翌月1日(この日の満年齢で保険料が決まります)

1 第1回目の保険料から口座振替の場合

〈例〉申込日・告知日が1月10日の場合

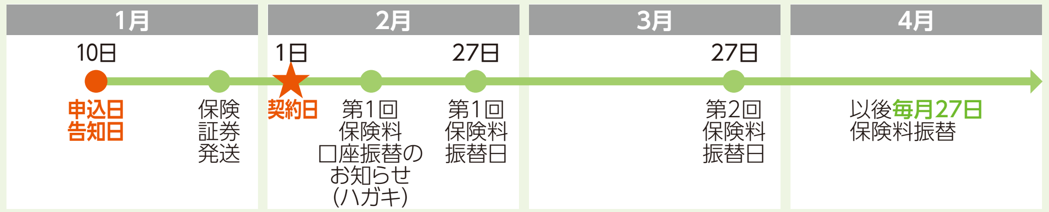

※お申し込みの時期などによっては、初回の保険料振替の際に2カ月分の保険料合計額を振り替える場合があります。初回保険料振替日および振替金額については、アフラックより送付する「第1回保険料口座振替のお知らせ」(ハガキ)にてご確認ください。

2 第1回目の保険料はお払い込み、以後の保険料は口座振替の場合

〈例〉申込日・告知日が1月10日の場合

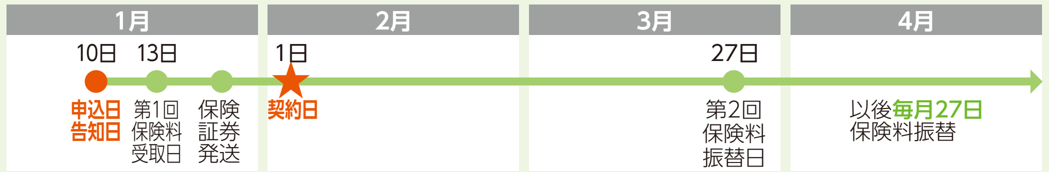

「責任開始期に関する特約」を付加しない場合のお払い込みの流れ

1 第1回目の保険料から口座振替の場合

★**契約日**:告知日またはアフラックが第1回保険料を受け取った日のいずれか遅い日(この日の満年齢で保険料が決まります)

〈例〉告知日が1月10日、第1回保険料振替日が2月27日の場合

※アフラックが毎月15日までに申込書を受け付けした場合、第1回保険料振替日は翌月になります。毎月16日以降に申込書を受け付けした場合、第1回保険料振替日は翌々月になります。

2 第1回目の保険料はお払い込み、以後の保険料は口座振替の場合

★**契約日**:告知日またはアフラックが第1回保険料を受け取った日のいずれか遅い日の翌月1日(この日の満年齢で保険料が決まります)

〈例〉告知日が1月10日、第1回保険料受取日が1月13日の場合

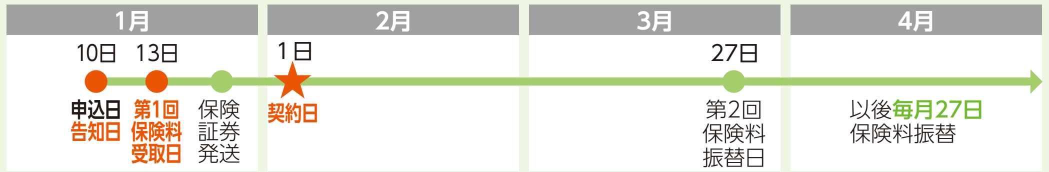

補足

- 契約日までに誕生日を迎える方は、契約日を指定できる場合があります。詳しくは、募集代理店またはアフラックにお問い合わせください。
- 保険料振替日は、月払が毎月27日、半年払・年払が半年・年ごとの27日になります。
  ※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日になります。

07 お引き受けの条件

- 契約者と被保険者との続柄は、**本人・配偶者または2親等内の親族**となります(法人契約は除きます)。
- **過去に「がん(悪性新生物)」を経験された方で、「がん(悪性新生物)」の治療*を受けた最後の日から5年以上経過している方**がお申し込みいただけます。
- **過去5年以内に、「がん(悪性新生物)」の診断・治療*を受けておらず、また治療*を受けるようにすすめられていない方**がお申し込みいただけます。
- **現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方**はお申し込みいただけません。
- **被保険者の健康状態**などによっては、お申し込みをお引き受けできない場合があります。

*がんの治療には、入院・手術・放射線治療・抗がん剤治療・ホルモン療法・輸血・幹細胞移植などを含み、後遺症・合併症に関する治療は含みません。また、がんの治療には、経過観察のための診察・検査は含みません。

- **下記の契約の限度のほか、被保険者お1人につきご加入いただける通算限度やアフラック所定の制限を定めています。**
  一部の通算限度については下記に記載していますが、詳しくは募集代理店またはアフラックにお問い合わせください。

主契約・特約名称	契約の限度
主契約 特別がん保険 〔無解約払戻金〕	●入院給付金日額 1契約につき、10,000円まで(5,000円、10,000円) ●通院給付金額 通院1日あたり入院給付金日額と同額(固定) ●手術治療給付金額 入院給付金日額の20倍(固定) ●放射線治療給付金額 入院給付金日額の20倍(固定)
抗がん剤治療特約 〔特別がん保険用〕	●特約給付金額(乳がん、前立腺がんのホルモン療法の場合の給付金額) 1契約につき、50,000円まで(25,000円、50,000円)
がん先進医療特約 〔特別がん保険用〕	●1契約につき、1特約のみ ※アフラックの先進医療の特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。

08 特約の更新について

下記の特約は、健康状態にかかわらず、**自動的に更新(自動更新)されます。更新しない場合は、特約保険期間満了日の2カ月前までにご連絡ください。**更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。なお、更新後の特約には、更新日現在の特約条項が適用されます。また、下記の特約を更新した場合、給付金のお支払限度は、更新前の特約で支払われた給付金額や回数を通算して判定します。

▶▶詳しくは しおり 特約の更新について をご確認ください。

特約名称	更新時の年齢	更新後の保険期間	備考
抗がん剤治療特約	満85歳以下	10年	満86歳～満95歳での更新時に限り、申し出により保険期間を終身に変更して更新できます。
がん先進医療特約	満85歳以下	10年	満86歳～満95歳での更新時に限り、申し出により保険期間を終身に変更して更新できます。

照会・相談・苦情について

生命保険のお手続きやご契約に関する照会・相談・苦情については、アフラックコールセンターまでご連絡ください。
なお、この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

▶▶詳しくは 注意喚起情報 P.20 をご確認ください。

注意喚起情報

1 この「注意喚起情報」には、ご契約のお申し込みに際して**とくにご注意いただきたい事項**や**不利益となる事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

02 正しく告知していただかないと、ご契約を解除することがあります。…… 14
05 給付金などをお支払いできないことがあります。…… 17
08 解約払戻金の有無は保険種類などによって異なります。…… 19 など

2 ご契約に際しては**「契約概要」**のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している**「ご契約のしおり・約款」**を必ずお読みください。

もくじ

ご契約に際して
01 反社会的勢力に該当する場合 …… 13
02 告知義務 …… 14
03 クーリング・オフ制度 …… 15
04 保障の開始 …… 16

給付金・保険金、保険料など
05 お支払いできない場合 …… 17
06 給付金などのご請求 …… 17
07 ご契約の無効および失効・復活 …… 18

ご契約の解約・乗り換え・見直し
08 解約と解約払戻金 …… 19
09 新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直し …… 19

その他留意事項
10 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合 …… 20
11 照会・相談・苦情の窓口 …… 20
12 その他ご確認いただきたい事項 …… 21

01 反社会的勢力に該当する場合

反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申し込みはできません。

●契約者、被保険者または給付金などの受取人が、反社会的勢力*1に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有している場合には、保険契約のお申し込みはできません。

●保険契約締結後に反社会的勢力*1に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していることが判明した場合には、約款にもとづき保険契約が解除されます。

*1 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

*2 反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、契約者もしくは給付金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

02 告知義務

▶▶参照 しおり お申込にあたって

正しく告知していただかないと、ご契約を解除することがあります。

●被保険者（保障の対象となる方）には、健康状態について、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります（これを「告知義務」といいます）。

●ご契約に際しては、被保険者の健康状態について「告知書」上でアフラックがおたずねすることがらについて、**被保険者自身がありのままを記入（告知）してください。**

●生命保険募集人・募集代理店には告知受領権がありませんので、**口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

補足

- 告知の内容が不十分であった場合には、**再度告知をお願いすることがあります。**
- アフラックの社員またはアフラックで委託した担当者が、「ご契約のお申し込み後」または「給付金などのご請求」の際に、**お申し込みの内容やご請求の内容などについて確認する場合があります。**

既往症や通院歴などがある場合

アフラックでは、お客さまの健康状態などに応じたお引き受けを行っています。

「告知義務違反」がある場合、ご契約を解除することがあります。

「告知義務違反」として保険契約を解除することがあるケース

- **故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、保険期間の始期の属する日から2年以内のとき**
- **保険期間の始期の属する日から2年を経過していても、給付金などの支払事由が2年以内に生じていた場合**

上記の場合、給付金などの支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。

上記以外にも、告知義務違反の内容がとくに重大な場合には、「告知義務違反」による解除 用語 に関する所定の期間（2年以内）に関係なく、詐欺行為による取り消しなどにより、給付金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでに払い込まれた保険料は返金しません。

用語

●**「解除」とは**
保険期間の途中でご契約を消滅させること

03 クーリング・オフ制度

▶▶参照 しおり お申込にあたって

所定の期間内であれば、お申し込みの撤回または解除ができます。

●契約者(ご契約を申し込まれる方)は、つぎの**いずれかの日からその日を含めて8日以内(郵便の場合、8日以内の消印有効)**であれば、申し込まれたご契約の**撤回** 用語 またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回など」といいます)をすることができます。**(クーリング・オフ制度)**

1.**「責任開始期に関する特約」を付加した場合**
「申込日」または**「告知日」**のいずれか遅い日

2.**「責任開始期に関する特約」を付加しない場合**
「申込日」または**「アフラックが第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)を受け取った日」**のいずれか遅い日

●お申し込みの撤回などをした場合には、お払い込みいただいた金額をお返しします。

【お申し込みの撤回などの方法】

上記の期間内にアフラックホームページから撤回などのお申し出を送信していただくか、または**アフラック宛てに郵便により文書を送付**してください。

●アフラックホームページよりお申し込みの撤回などをする場合
以下のURLにアクセスし、必要項目を入力のうえ、送信してください。
アフラックホームページ https://www.aflac.co.jp/form/mail/index.php
こちらからアクセス

●郵便によりお申し込みの撤回などをする場合
※ハガキなどの書面に下記の〈記入項目〉をもれなく記載してください。書式は自由です。

〈記入項目〉
- ❶**記入日**
- ❷**撤回などの理由および撤回などをしたい意思**
- ❸**契約者の自署・フリガナ**
- ❹**契約者の生年月日**
- ❺**契約者の住所・電話番号**
- ❻**被保険者名**
- ❼**保険種類**(特約中途付加の場合は特約種類)
- ❽**証券番号**(不明の場合は未記入でも可)

※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。

〈郵送先〉
〒182-8008　日本郵便株式会社　調布郵便局 私書箱第50号
アフラック 契約部 撤回担当行

つぎの場合には、お申し込みの撤回などができません。

すでに契約したご契約の内容を変更する場合

用語
●**「撤回」とは**
ご契約のお申し込み後に、申込者がご契約のお申し込みを取り下げること

04 保障の開始

▶▶参照 しおり お申込にあたって

申込日が保障の開始ではありません。

ご契約上の保障を開始する日を「責任開始日」といいます。
この商品には、「責任開始日」までに 待ち期間 があります。
アフラックがご契約をお引き受けした場合の「責任開始日」は、つぎのとおりです。

1.「責任開始期に関する特約」を付加した場合

個別取扱の場合

「申込日」または**「告知日」**のいずれか遅い日(保険期間の始期の属する日)からその日を含めて**3カ月を経過した日の翌日**を**「責任開始日」**とし、その日から保障を開始します。

〈例〉申込日・告知日が1/10の場合

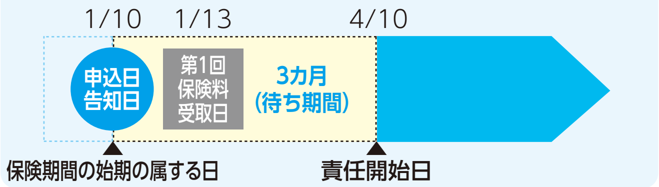

※「申込日」とは、アフラック(募集代理店を含む)が申込書を受領した日をいいます。

2.「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

個別取扱の場合

「告知日」または**「アフラックが第1回保険料を受け取った日」**のいずれか遅い日(保険期間の始期の属する日)からその日を含めて**3カ月を経過した日の翌日**を**「責任開始日」**とし、その日から保障を開始します。

〈例〉告知日が1/10、第1回保険料受取日が1/13の場合

補足
担当者(生命保険募集人)には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからのお申し込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します(担当者は、お客さまとアフラックの保険契約締結の媒介を行います)。

05 お支払いできない場合

▶▶参照 しおり お支払いできない場合について

給付金などをお支払いできないことがあります。

●**告知の時からさかのぼって5年以内または告知の時から責任開始日の前日以前**に「がん（悪性新生物）」と診断確定されていたこと、または「がん（悪性新生物）」の治療が行われていたことによりご契約が無効となった場合
※告知には、復活の際の告知を含みます。

●責任開始日の前日以前に診断確定された「上皮内新生物」の場合

●告知内容が事実と相違し、**告知義務違反によりご契約が解除**された場合

●保険料のお払い込みがなかったため、**ご契約が失効** 用語 している場合

●**保険契約に関する詐欺行為**によりご契約が取り消しとなった場合や、給付金などの**不法取得目的**によりご契約が無効になった場合

●**給付金などを詐取する目的で事故を起こしたとき**や、契約者、被保険者または給付金などの受取人が、**暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当**すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合

上記以外にも、給付金などをお支払いできないことがあります。

▶▶詳しくは 契約概要 P.05～06 のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

06 給付金などのご請求

▶▶参照 しおり ご契約後について

支払事由が生じた場合、支払われる可能性がある場合はご連絡ください。

●給付金などは、受取人からのご請求に応じてお支払いします。給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、**お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、以下の方法でお問い合わせください。**

インターネットの場合

アフラックホームページ

キーワードで検索

アフラック 給付金 ｜検索

こちらからアクセス

原則24時間いつでも、以下のサービスをご利用いただけます。

請求書類のお取り寄せ パソコン スマートフォン	請求書類を郵送にてお取り寄せいただけます。
請求書類のダウンロード パソコン	パソコンサイトでは一部の請求書類をダウンロードしていただけます。
給付金デジタル請求サービス パソコン スマートフォン	インターネット上で給付金請求手続きを完結できるサービスです。 ※ご利用には所定の条件があります。

お電話の場合

アフラック 保険金コンタクトセンター

0120-555-877 通話料無料

<オペレーターによる受付>

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
9:00～17:00

<24時間自動音声応答サービス 給付金のご請求手続き>

年中無休（24時間受付）

●指定受取人ががんの告知を受けていないなどの特別な事情がある場合には、個別のご相談を承っています。

次ページへ続く

用語

●「失効」とは
保険料のお払い込みの猶予期間を過ぎても保険料のお払い込みがなく、ご契約の効力が失われること（保障がない状態となるため、この期間に支払事由が生じた場合、給付金などは支払われない）

前ページからの続き

●支払事由が生じた場合、契約内容によっては、**複数の支払事由に該当することがあります。**ご不明な点がある場合は P.17 の窓口までご連絡ください。

●支払事由については 契約概要 P.05～06 のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

●給付金などの受取人が給付金などを請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方（指定代理請求人）が給付金などの受取人に代わって請求できます（法人契約で受取人が法人の場合を除きます）。

▶▶詳しくは しおり 「指定代理請求特約」について をご確認ください。

補足
契約者の住所などを変更された場合は、必ずご連絡ください。お手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができない場合があります。

07 ご契約の無効および失効・復活

▶▶参照 しおり 保険料のお払込について

保険料のお払い込みがない場合、ご契約が無効または失効となることがあります。

ご契約の無効および失効

●「責任開始期に関する特約」を付加した場合、第1回保険料のお払い込みがないまま猶予期間を過ぎると、ご契約は**無効となります**（保険期間の始期にさかのぼってご契約がなかったものとなります）。

●「責任開始期に関する特約」の付加の有無にかかわらず、第2回以後の保険料のお払い込みがないまま猶予期間を過ぎると、ご契約は**猶予期間満了日の翌日から失効します**（効力を失います）。

●「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払い込みがなかったためにご契約が無効となったときは、同一の被保険者で新たにご契約される際、「責任開始期に関する特約」を付加いただけなくなることがあります（第1回保険料をお払い込みいただく前に解約された場合も同様です）。

▶▶詳しくは しおり 保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効 をご確認ください。

ご契約の復活

●失効したご契約でも、**失効した日から1年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。**この場合、告知と必要な保険料のお払い込みを行っていただきます。ただし、健康状態などによってはご契約の復活はできません。

●「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払い込みがなかったためにご契約が無効となったときは、ご契約の復活のお取り扱いはありません。

08 解約と解約払戻金

▶▶参照 しおり ご契約後について

解約払戻金の有無は保険種類などによって異なります。

●保険種類などによって解約払戻金があるタイプやないタイプ、または削減されているタイプがあります。

●生命保険は預貯金などとは異なり、お払い込みいただいた保険料の一部が給付金などのお支払い、ご契約の締結や維持に必要な費用などにあてられます。したがって解約すると、解約払戻金は多くの場合、まったくないか、あっても払込保険料の合計額よりも少ない金額になります。

●解約払戻金額は、保険種類・契約年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、とくにご契約後、短期間で解約されたときの解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。この保険の解約払戻金については 契約概要 P.07 をご確認ください。

●ご契約を解約すると、それに付加された特約も同時に解約となります。

▶▶詳しくは しおり 解約と解約払戻金について をご確認ください。

09 新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直し

▶▶参照 しおり お申込にあたって

乗り換えや見直しは、契約者にとって不利益となることがあります。

「新たな保険契約への乗り換え」により不利益となること

現在の保険契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申し込みを検討されている場合は、一般的につぎの点について、契約者にとって不利益となりますので、ご注意ください。

●多くの場合、解約払戻金は、払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。とくにご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。

●一定期間のご契約の継続を条件に発生する**配当の請求権などを失う場合があります。**

●新たな保険契約の保険期間の始期の属する日を起算日として、**「告知義務違反」による解除の規定が適用されます。**また、詐欺によるご契約の取り消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての**詐欺行為などが適用の対象となります。**

▶▶詳しくは 02 告知義務 P.14 をご確認ください。

●契約内容の見直し方法には、特約の中途付加、追加契約などがあります。利用する方法によって**取扱条件が異なり、ご利用いただけない場合があります。**

健康状態によってはお引き受けできません。

新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直しをされる場合、あらためて告知(または診査)が必要になります。健康状態などによってはお引き受けできない場合があります。

10 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

▶▶参照 しおり その他生命保険に関するお知らせ

アフラックは「生命保険契約者保護機構」の会員会社です。

●**保険会社の業務または財産状況の変化により、契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。**

●会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、**保護契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、契約時の給付金額などが削減されることがあります。**

▶▶詳しくは しおり 「生命保険契約者保護機構」について をご確認ください。

生命保険契約者保護機構

03-3286-2820 受付時間 [月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00
※祝日・年末年始を除きます。

ホームページ https://www.seihohogo.jp/

11 照会・相談・苦情の窓口

お客さまの照会・相談・苦情をお受けします。

●保険に関する照会・相談・苦情などがある場合は、下記のアフラックコールセンターにご連絡ください。

アフラックコールセンター

0120-555-027 受付時間 9:00～17:00
月～金および第2・4土曜日(祝日・年末年始を除く)

●この商品に係る指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。

●(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな照会・相談・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客さまの相談をお受けしています。

●生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

一般社団法人 生命保険協会

ホームページ https://www.seiho.or.jp/

12 その他ご確認いただきたい事項

ご契約前に必ずご確認ください。

本商品は預金ではありません

●本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険であり、預金ではありません。したがって元本保証はなく、預金保険制度の対象ではありません。

他のお取り引きへの影響について

●本商品に関するお客さまのお取り引きが、募集代理店におけるお客さまに関する他の業務やお取り引きに影響を与えることはありません。

募集代理店による事前確認などについて

●募集代理店が保険募集を行うにあたって、事前にお客さまにご確認・ご同意いただく事項があります。また、本商品の募集にあたって、募集代理店がお客さまに勤務先などをお伺いし、法令上定める「銀行等保険募集制限先」に該当するか確認させていただきます。

●募集代理店に融資をお申し込み中のお客さまなどに対しては、本商品の募集を行わない場合があります。

●法令上の定めにより、ご契約が可能な給付金額などが制限される場合があります。詳しくは、生命保険の販売資格を持った募集代理店の担当者にお問い合わせください。

お申し込みのお手続きなどでご留意いただきたいことがら

●申込書・告知書などは、内容を十分お確かめのうえ、各欄の記入者が必ずご自身でご記入ください。

●ご契約をお引き受けしますと、「保険証券」などを契約者にお送りします。お申し込みの内容などと相違していないかどうかご確認ください。

●第1回保険料に相当する金額をお払い込みいただく際には、振込依頼書の控えをお受け取りください。アフラックからは領収証の発行はできませんので振込依頼書の控えは大切に保管してください。

●お客さまがアフラックの生命保険募集人の登録状況・権限などに関して確認をご要望の場合は、アフラックまでご連絡ください。

その他重要事項

1 この「その他重要事項」には、ご契約のお申し込みに際して「契約概要」「注意喚起情報」とあわせて**ご確認いただきたい補足的情報**をまとめています。

2 ご契約に際しては**「契約概要」「注意喚起情報」**のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している**「ご契約のしおり・約款」**を必ずお読みください。

もくじ

01 個人情報の取り扱い（保険契約者および被保険者の皆さまへ） …… 23
02 ダックのがん治療相談サービスについて …… 23
03 ご契約者様専用サイト …… 24
04 Web約款について …… 24

01 個人情報の取り扱い(保険契約者および被保険者の皆さまへ)

プライバシーポリシー

アフラックは「アフラックの個人情報の取り扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、アフラックホームページにてご確認ください。

02 ダックのがん治療相談サービスについて

ダックの がん治療相談 サービス

サービス内容

- 訪問面談サービス(フォローコール付)
- 専門医紹介サービス　ベストドクターズ®・サービス(プレミアタイプ)
- セカンドオピニオンサービス　ベストドクターズ®・サービス(プレミアタイプ)
- Webセカンドオピニオンサービス　Findme®
- がん治療に伴う生活情報サービス

※「訪問面談サービス」「専門医紹介サービス」「セカンドオピニオンサービス」を総称して「プレミアサポート」と呼びます。
※Best Doctors®およびベストドクターズは、Best Doctors, Inc.の商標です。
※Findme®は、リーズンホワイ(株)の商標です。

各サービスについて、詳しくは下記ホームページ、ご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」、またはご契約後に送付する保険証券に同封の「ダックのがん治療相談サービスのご利用案内」をご確認ください。

アフラックホームページ https://www.aflac.co.jp/cancerservice/

サービスに関する注意事項

■サービス全般に関する注意事項

- 「訪問面談サービス」「専門医紹介サービス」「セカンドオピニオンサービス」は(株)法研、「Webセカンドオピニオンサービス」はリーズンホワイ(株)、「がん治療に伴う生活情報サービス」は(株)保健同人社が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。
- お申し込みいただいたがん保険の被保険者がご利用いただけます。
- お申し込みいただいたがん保険の責任開始日から、ご契約が有効である限りご利用いただけます。
- (株)法研、リーズンホワイ(株)、(株)保健同人社は今後これらのサービスを将来予告なく変更もしくは終了する場合があります。
- 各サービスのご利用には諸条件があり、ご利用いただけない場合があります。
- 各サービスにより生じた一切の損害・損失についてはアフラックでは責任を負いません。

■「訪問面談サービス」に関する注意事項

- 訪問面談サービスの面談日時や場所については、(株)法研がお客さまと相談のうえ、所定の範囲内で承ります。
- 訪問面談サービスの初回の面談、フォローコール(2回まで)については無償で提供しますが、これを超えるご利用は有償となります。なお、サービス利用の対象となるがん保険に複数ご加入いただいても、無償での提供回数は変わりません。
- サービスの内容や利用回数などは、今後変更になる場合があります。
- 訪問面談サービスのお客さまの面談場所までの交通費・面談時の飲食費は、ご自身で負担していただきます。
- 本サービスは、診療・治療や医薬品の提供を行うものではありません。

03 ご契約者様専用サイト

アフラックでは、ご契約後のお客さまのために、「アフラック よりそうネット」を用意しております。
「アフラック よりそうネット」では、契約内容のご確認や各種お手続きを行えます。ぜひご利用ください。

ご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」のご登録で、便利なサービスをご利用いただけます

ご契約者様専用サイト
アフラック よりそうネット

ご登録はとってもカンタン!
まずは下記より登録ページへアクセスし、ご登録ください。
かんたんアフラック　検索
※法人契約の場合はご利用いただけません。

スマホは こちらから

ご登録者さま限定 ご利用いただけるサービスの一例
オンライン医療相談サービス
提供元:(株)メディカルノート
あなたの病気や身体についての疑問やお悩みに プロの医療チームがオンラインでお応えします！
※本サービスは、診断その他の医療行為を提供するものではありません。
月10回まで 相談無料

04 Web約款について

「Web約款」とは、アフラックのホームページ上でご覧いただける「ご契約のしおり・約款」です。
保険商品の契約内容をご確認いただく方法として、冊子の「ご契約のしおり・約款」とインターネットを利用してご覧いただく「ご契約のしおり・約款(Web約款)」があります。
アフラックでは、お客さまの利便性向上のため、「Web約款」をおすすめしています。

「Web約款」の特長

1. アフラックのホームページ上で**いつでも閲覧**できるので、**保管不要**です。
2. **文字を拡大**して閲覧できます。
3. キーワード検索により**確認したい箇所を簡単に検索**できます。
4. ご利用の**端末に保存**することも、**印刷**することもできます。

「Web約款」の閲覧方法

つぎの1234の手順で閲覧できます。

1. インターネットでアフラックのホームページにアクセス
   アフラックホームページ https://www.aflac.co.jp/
   アフラック　検索
2. トップページの「Web約款　ご契約のしおり・約款」をクリックし、掲載ページへ移動
3. Web約款ページの「金融機関代理店でお申し込みいただいたお客様はこちらをご覧ください」を選択
4. 「商品名」から該当の「Web約款」を選択

右記より、Web約款のページにアクセスすることが可能です。▶

冊子の「ご契約のしおり・約款」をご希望の場合

申込書上の「ご契約のしおり・約款」の冊子希望欄の「はい」に○をつけてください。

memo

memo